

福井市教育旅行促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における教育旅行の実施を促進するための補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 小学校、中学校及び高等学校または中等教育学校、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）その他、市長が適当と認める学校
- (2) 教育旅行 学校が学校行事として行う修学旅行若しくはその前段階となる体験学習旅行
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設（次に掲げる施設を除く。）
 - ア 合宿所
 - イ スポーツ施設に付随する宿所
 - ウ バンガロー
 - エ ログハウス
 - オ キャンプ場
 - カ その他市長が不適当と認める施設
- (4) 総人数 学校の児童又は生徒及び引率者（教諭、学校保健師、市及び教育委員会関係者）で、教育旅行の全日程に参加した人数

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

- (1) ふくい嶺北連携中枢都市圏市町（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町及び越前町の11市町をいう。以下「連携中枢都市圏市町」という。）外に所在する学校が行う教育旅行であること。
- (2) 連携中枢都市圏市町区域内の観光地又は施設を3箇所以上組み込む旅行であること。
この場合において、行程に組み込まれる観光地又は施設のうち、最低1箇所は本市内であること。
- (3) 本市内の宿泊施設に1泊以上宿泊する旅行であること。
- (4) この要綱に定める補助金以外の補助金を受けている旅行でないこと。ただし、福井県

及び他の連携中枢都市圏市町で定める教育旅行促進を目的とした補助制度を除く。

- 2 学校と同等の日本国外の団体が学校行事として行うもので、教育旅行と同等と市長が認める場合は、補助対象事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の(1)から(3)に掲げる補助金を合算した額に総人数を乗じて得た額とし、1人1回当たり1万円、1校1学年につき40万円を限度とする。

(1) 交通補助金

本市への旅行当日の出発地から本市までの旅行の往路に用いた交通手段に応じ、下記により助成する。ただし、複数の交通手段を用いる場合は、最も利用距離が長い交通手段を補助対象とする。また、出発地が福井県内の場合は一律500円とする。

ア 航空機	4,000円
イ 新幹線	3,000円
ウ 在来線・バス	2,000円

(2) 宿泊補助金

本市内の宿泊施設に宿泊した日数に1,000円を乗じて得た額とする。

(3) 体験料補助金

本市内の観光地又は見学・体験等の施設を3か所以上訪れる場合、3か所目以降について500円を加算する。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業の行程を組む旅行者（旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により登録を受けているものをいう。）とする。

- 2 第3条第2項の規定により市長が認めた場合においては、市長が前項の旅行者と同等と認めた者のうち、補助事業に関し福井市に対する連絡が日本語で円滑に行えるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業を開始しようとする日までに、福井市教育旅行促進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 教育旅行日程表（計画）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査

し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、福井市教育旅行促進補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付の変更申請及び承認）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条における申請時の補助金交付申請額を20%以上変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業変更中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業変更中止（廃止）承認書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに福井市教育旅行促進補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 教育旅行日程表（実績）
- (2) 教育旅行実績確認書（第7号様式）
- (3) 観光地訪問証明書（第8号様式）
- (4) 宿泊証明書（第9号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定及び通知）

第11条 市長は、前条に規定する書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の額を確定し、その旨を福井市教育旅行促進補助金交付確定通知書（第10号様式）により、当該書類を提出した者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、請求書兼振込依頼書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書兼振込依頼書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 第3条第2項の規定に該当する補助金の交付については、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、日本円で交付する。
- (2) 市長は、第1項により指定した銀行口座等へ日本円で振り込むこととする。ただし、送金に要する手数料は申請者の負担とする。

(3) 送金に要する手数料は、第 11 条で確定した金額から差し引くこととする。

(決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(関係図書の保存)

第 14 条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から 5 年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。